

越前おおの空き家情報バンク制度要綱

(平成20年3月27日告示第39号)

改正 平成28年3月11日告示第38号
改正 令和3年3月31日告示第177号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大野市における空き家の有効活用を通して、大野市への定住促進を図るため、空き家情報バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に存在する建物のうち、個人が居住を目的として建築し、現に居住していないもの（近く居住しなくなる予定のものを含む。）をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利に基づき当該空き家の売買及び賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家情報バンク 空き家の売買及び賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた情報を公開し、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、情報の提供を行うことをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家情報バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家情報バンクによる空き家に関する情報の登録を希望する所有者等は、空き家情報バンク登録申請書（様式第1号）及び空き家情報バンク登録カード（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認のうえ、空き家情報バンク登録台帳に登録しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家情報バンク登録完了書（様式第3号）により当該申込者に通知するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家情報バンクによることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧め

ることができる。

(空き家等に係る登録事項の変更届出)

第5条 前条第3項の規定による登録完了書の通知を受けた申込者（以下「登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、空き家情報バンク登録変更届出書（様式第4号）及び空き家情報バンク登録カード（様式第2号）を添えて、市長に届け出なければならない。

(空き家情報バンクの登録取消し)

第6条 登録者は、当該空き家に係る所有権その他の権利に移動があったとき、又はその他の事由により空き家情報の登録を取り消したいときは、空き家情報バンク取消願い書（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家台帳の登録を取り消すものとする。

(1) 前項に規定する届出があったとき。

(2) 登録内容に虚偽があったとき。

(3) 登録から2年を経過したとき。ただし、経過後改めて登録申込みを行った場合は、この限りでない。

(4) 前3号に定めるもののほか、登録することが適当でないとき市長が認めたとき。

3 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、空き家情報バンク取消通知書（様式第6号）により当該登録者に通知するものとする。

(利用希望者情報等の公開)

第7条 利用希望者は、利用希望者の情報及び利用を希望する物件の情報（以下「利用希望者情報等」という。）を空き家情報バンクに公開することを希望するときは、空き家情報バンク利用希望者情報等登録申込書（様式第7号）により市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認の上、適切であると認めたときは、利用希望者情報等を空き家情報バンクに公開するものとする。

3 市長は、前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望者情報等の公開を取り消すものとする。

(1) 利用希望者から公開取消しの申出があったとき。

(2) 申込みの内容に虚偽があったとき。

(3) 公開から1年を経過したとき。ただし、経過後改めて申込みを行った場合は、この限りでない。

(4) 前3号に定めるもののほか、公開することが適当でないと市長が認めたとき。
(情報提供)

第8条 市長は、利用希望者に対し必要に応じて、空き家情報バンクに登録された情報を提供するものとする。

2 市長は、登録者及び利用希望者が行う空き家の購入等に関する交渉及び売買契約については、一切これに関与しない。

(個人情報の取扱い)

第9条 登録者及び利用希望者は、空き家情報バンクにおける個人情報の取扱いについて、次に掲げる事項に留意のうえ適正に取り扱うものとし、この登録が取り消された後においても、同様とする。

(1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、作成及び利用しないこと。

(2) 個人情報をき損及び滅失することのないよう適正に管理すること。

(3) 空き家情報バンクから取得した個人情報にあつては、当該個人情報を市長の承諾なくして複写又は複製をしてはならないこと。

(4) 個人情報は、利用終了後速やかに廃棄、消去その他適正な措置を講じなければならないこと。

(5) 個人情報について漏えい、き損、滅失等の事案が発生した場合は、市長に速やかに報告し、その指示に従うこと。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(施行期日) (平成28年3月11日告示第38号)

1 この要綱は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、第1条の規定による改正前の越前おおの空き家情報バンク制度要綱、第2条の規定による改正前の大野市基準該当障害福祉サービス等事

業者の登録に関する要綱、第3条の規定による改正前の大野市特別障害者手当等事務取扱要綱、第4条の規定による改正前の大野市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業補助金交付実施要綱、第5条の規定による改正前の大野市指定給水装置工事事業者の処分等に関する要綱及び第6条の規定による改正前の大野市排水設備指定工事店の処分等に関する要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和3年告示177号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。